

件 名	堺市都市計画公園整備プログラム（案）の策定について																
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過】 平成 29 年 5 月 堺市都市計画公園（長期未着手）見直しガイドライン策定 令和 2 年 8 月 南部大阪都市計画公園の変更について（市決定） 令和 5 年 2 月 堺市都市計画公園整備プログラムの策定について庁内委員会実施 【背景・現状】 ○都市公園は、市民の憩いの場やレクリエーションの場であるだけでなく災害時の避難場所にもなり、また、都市環境の保全や良好な景観形成にも寄与するなど市民生活に欠かせない都市施設の一つで、本市における都市公園の約 2 割は都市計画法に基づき計画的に整備する「都市計画公園」に位置づけている。 ○都市計画公園における令和 6 年 3 月末現在の進捗状況としては、207 箇所（約 641ha）の公園・緑地が都市計画決定され、そのうち一部開設を含む 190 箇所（約 472ha）を開設しており、開設率は面積比で 73.6%である。 【課題】 ○各行政区における都市計画公園の開設率や市民一人あたりの開設公園面積は、南区が高水準にある一方で、その他の行政区では、全市平均を下回るなど低～中水準にとどまっており、行政区間の公園整備水準に差がある。 ○未着手区域の残る都市計画公園の 8 割は、都市計画決定後 50 年以上が経過している。																
対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）	【プログラム策定の目的】 本プログラムは、未着手区域が全域又は一部存在する 34 の都市計画公園を対象に、公園ごとの整備優先度を検討し、効果的かつ効率的に事業を進めるために策定する。 【対象公園の類型化】 対象公園の対応方針を検討するにあたり、上位計画等への位置付けなど整備上の特性から類型化を行う。類型化した公園ごとに、整備優先度等に関する対応方針を次のとおり定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型化</th><th>対応方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早期な対応が必要な公園</td><td>政策的に優先度が高いものや事業効果が早期に発現するものについては、早期に事業を行う</td></tr> <tr> <td>優先度を検討する公園</td><td>「事業効果」と「事業効率」により優先度の評価を行い、事業着手時期を検討する</td></tr> <tr> <td>その他の公園</td><td>事業着手時期を定めず、今後、都市計画の見直しも検討する</td></tr> </tbody> </table> 【優先度の評価】 公園整備による「事業効果」と「事業効率」について、以下のとおり 3 つの観点を設定し、一定の評価基準に基づき、それぞれ評価し整備の優先度を定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業効果による評価</th><th>事業効率による評価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災の観点</td><td>事業化の可能性の観点</td></tr> <tr> <td>利用の観点</td><td>緑化推進の可能性の観点</td></tr> <tr> <td>周辺状況の観点</td><td>事業費用の観点</td></tr> </tbody> </table> 【対象公園の事業着手分類フロー及び評価結果】 対象の 34 公園について、事業着手分類フローに沿って類型化や優先度評価を実施し、事業着手時期を「第 1 期」、「第 2 期」、「第 3 期」、「適宜対応」に区分し決定した。本プログラムで評価した結果に基づき、都市計画公園事業を進める。 （※評価結果については、資料 1 の P2 又は資料 2 の P12 を参照）	類型化	対応方針	早期な対応が必要な公園	政策的に優先度が高いものや事業効果が早期に発現するものについては、早期に事業を行う	優先度を検討する公園	「事業効果」と「事業効率」により優先度の評価を行い、事業着手時期を検討する	その他の公園	事業着手時期を定めず、今後、都市計画の見直しも検討する	事業効果による評価	事業効率による評価	防災の観点	事業化の可能性の観点	利用の観点	緑化推進の可能性の観点	周辺状況の観点	事業費用の観点
類型化	対応方針																
早期な対応が必要な公園	政策的に優先度が高いものや事業効果が早期に発現するものについては、早期に事業を行う																
優先度を検討する公園	「事業効果」と「事業効率」により優先度の評価を行い、事業着手時期を検討する																
その他の公園	事業着手時期を定めず、今後、都市計画の見直しも検討する																
事業効果による評価	事業効率による評価																
防災の観点	事業化の可能性の観点																
利用の観点	緑化推進の可能性の観点																
周辺状況の観点	事業費用の観点																

	【都市計画公園の見直し】 本プログラム策定以降について、人口減少・高齢化など社会情勢が変化する中で、多様化する市民ニーズや公園の役割を踏まえ、すべての人が安全で快適に利用できる公園を実現するため、一定期間を経たのち長期未着手公園の都市計画変更の必要性を再検証する。 【スケジュール】 令和6年6月下旬 パブリックコメント開始 令和6年8月～ 8月市議会（定例会）（議会報告） 令和6年9月 堺市都市計画公園整備プログラム策定・公表
効果の想定	人口一人あたり公園面積 <u>10.64 m²/人（第2期完了時）</u> [参考：令和5年度 8.82 m²/人]
関係局との 政策連携	文化観光局、健康福祉局、産業振興局、建築都市局、各区役所

1. 都市計画公園の背景・現状と課題

1 都市計画公園の背景・現状

都市公園は、市民の憩いの場やレクリエーションの場であるだけでなく災害時の避難場所にもなり、また、都市環境の保全や良好な景観形成にも寄与するなど市民生活に欠かせない都市施設である。本市の都市公園の約2割は都市計画法に基づき計画的に整備する「都市計画公園」に位置付けられている。本市では、戦後まもない昭和22年から都市計画公園として、大浜公園、大仙公園など大規模な公園や、市民が身近に利用できる都市公園を都市開発事業等と連携しながら順次整備を進めてきた。

2 都市計画公園における本市の現状と課題

本市では、令和6年3月末現在 207箇所（約641ha）の公園・緑地を都市計画決定しており、そのうち一部開設を含む190箇所（約472ha）を開設しており、開設率は面積比で73.6%である。

行政区別の都市計画区域に対する開設率や市民一人あたりの開設公園面積は、南区が高水準にある一方で、その他の行政区では、全市平均を下回るなど低～中水準にとどまっており、行政区間の公園整備水準に差がある。また、本市の都市計画公園の8割は、都市計画決定後、50年以上が経過している。

2. プログラム策定の目的

本プログラムは、未着手区域が全域又は一部存在する都市計画公園を対象に、**公園ごとの整備優先度を検討し、効果的かつ効率的に事業を進めるために策定する**ものである。

3. 対象公園

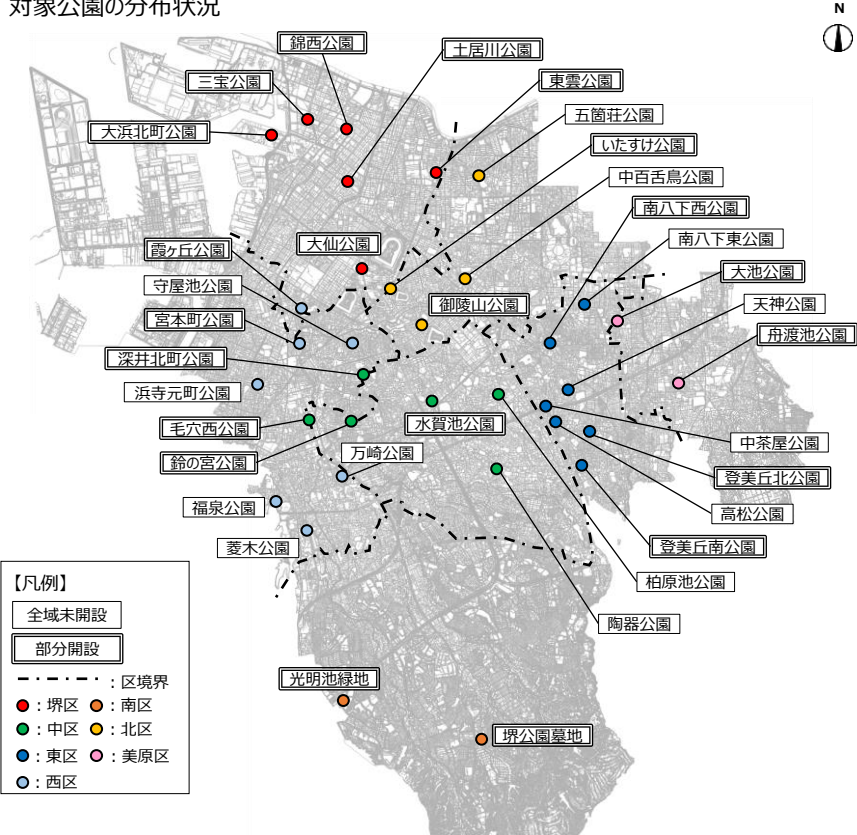
1 対象公園の整理

令和2年度に行った都市計画公園の見直しの結果、未着手区域が残っている都市計画公園34公園を本プログラムの対象とし、以下に示す。なお、本プログラムの対象公園のうち、事業認可を取得している区域を有する公園（大仙公園、天神公園）や、既に公園整備を前提として用地を取得している区域を有する公園（東雲公園、陶器公園）については、当該区域を「先行整備区域」として分割して類型化する。

対象公園一覧

公園種別	公園名
街区公園	中茶屋公園、高松公園、守屋池公園、毛穴西公園、宮本町公園、五箇荘公園
近隣公園	浜寺元町公園、万崎公園、柏原池公園、錦西公園、いたすけ公園、南八下西公園、深井北町公園、鈴の宮公園、大浜北公園、大池公園
地区公園	南八下東公園、中百舌鳥公園、天神公園、陶器公園、菱木公園、三宝公園、東雲公園、登美丘北公園、登美丘南公園、水質池公園、霞ヶ丘公園
総合公園	大仙公園、舟渡池公園
風致公園	福泉公園、御陵山公園
墓園	堺公園墓地
都市緑地	光明池緑地
緩衝緑地	土居川公園

2 対象公園の分布状況



4. 対象公園の類型化と優先度の評価

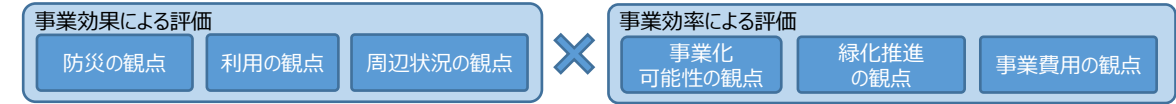
1 対象公園の類型化

対象公園の対応方針を検討するにあたり、上位計画等への位置付けなど整備上の特性から類型化を行う。類型化した公園ごとに、整備優先度等に関する対応方針を定める。

《類型化一覧》	《対応方針》
・早期な対応が必要な公園	
① 市として整備を優先すべき公園	上位・関連計画位置づけられている公園は、早期に対応する。
② 事業中の公園	残っている未着手区域の整備を早期に行う。
・優先度を検討する公園	
③-1 周辺は住宅地等市街地にある公園	「事業効果」と「事業効率」により優先度評価を行う。
③-2 周辺に緑が多く存在する区域にある公園	周辺の自然環境等が担保されていることを考慮し、事業着手時期を検討する。
・その他の公園	
④ 概成している公園	公園機能が充足していることから、事業着手時期を定めない。また、今後、都市計画の見直しも検討する。

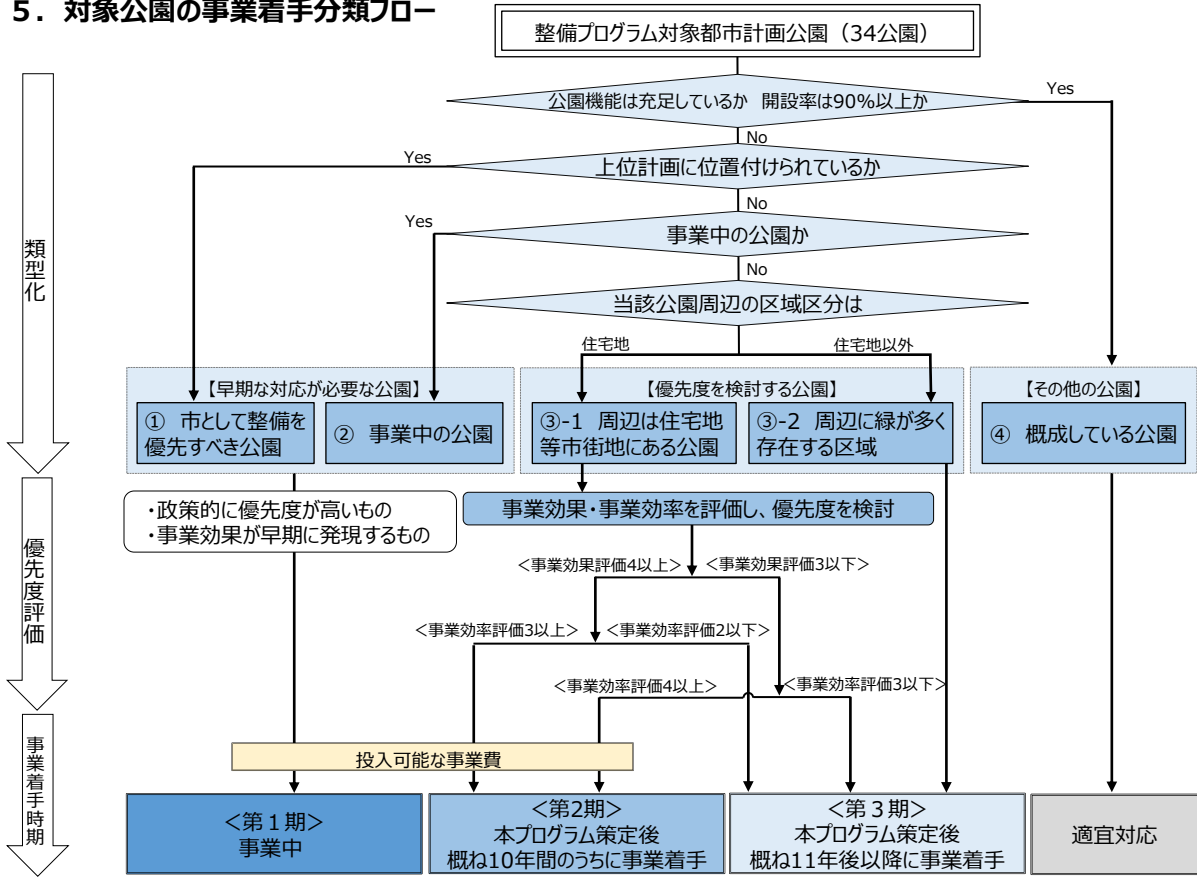
4. 対象公園の類型化と優先度の評価

2 優先度の評価
「①市として整備を優先すべき公園」「②事業中の公園」に類型化された公園は、早期な対応が必要な公園として位置付ける一方、「優先度を検討する公園」については、その整備効果や効率によって優先度を検討する必要がある。
優先度の検討にあたっては、公園整備による「事業効果」と「事業効率」を一定の評価基準に基づき、それぞれ評価し、優先度を定める。



3 事業着手期間
本プログラムは、事業着手後、供用開始までに一定の期間を要することに加え、今後の地価や公園整備予算の動向に大きく左右されるため、単年度ではなく、10年を一つの単位とする。

5. 対象公園の事業着手分類フロー



6. 評価結果

本プログラムの評価結果に基づき、未着手区域の整備を進める。整備目標については、堺市緑の基本計画の「緑の目標」に示す「身近な公園や広場の充足度」を目標値とし、事業を推進する。なお、本プログラムは社会情勢や周辺環境の変化に対応するために、10年を目途に見直し、未着手公園の再評価を行うこととする。

(1) 第1期（事業中）対象公園（3箇所）
①市として整備を優先すべきと考える公園、②既に事業中の公園のうち政策的な優先度が高い公園、事業効果が早期に発現する公園を抽出。

（対象公園：大仙公園（先行整備区域）、天神公園（事業認可区域）、水質池公園

(2) 第2期（本プログラム策定後概ね10年までに事業着手）（5箇所）
③-1の公園のうち、事業効果の評価数が4以上かつ事業効率の評価数が3以上の公園を比較的早く整備する公園として抽出。また、事業効率の評価数が4以上の公園については、比較的早い段階で事業着手すべき公園として抽出。

（対象公園：中茶屋公園※、守屋池公園、陶器公園（先行整備区域）、東雲公園（先行整備区域）、登美丘南公園
※中茶屋公園は、優先度評価の結果、第2期に分類されたが未着手区域全域がため池で水利権を有しているため権利がなくなり次第着手する。

(3) 第3期（本プログラム策定後概ね11年以降に事業着手）（24箇所）
③-1の公園のうち、事業効果の評価数が3以下かつ（または）、事業効率の評価数が2以下の公園については、第2期から遅れをみて事業着手する公園として抽出。また、③-2周辺に緑が多く存在する区域に分類されている公園についても事業着手時期未定として抽出。

（対象公園：高松公園、五箇荘公園、毛穴西公園、宮本町公園、浜寺元町公園、万崎公園、柏原池公園、錦西公園、いたすけ公園、南八下西公園、鈴の宮公園、南八下東公園、中百舌鳥公園、天神公園（池）、陶器公園（用地未取得区域）、菱木公園、三宝公園、東雲公園（宅地）、霞ヶ丘公園、登美丘北公園、舟渡池公園、福泉公園、土居川公園、堺公園墓地

(4) 適宜対応（対応可能になり次第事業着手）（8箇所）
概成している公園は、現状ですでに公園機能が充足していることから、事業着手時期を定めず事業化を検討する。大仙公園については、「大仙公園基本計画」に基づき、先行整備区域以外は適宜対応とする。

（対象公園：深井北町公園、大浜北公園、大池公園、大仙公園（北・中央部・南）、御陵山公園、光明池緑地

都市計画の見直しについて
本プログラム策定以降について、人口減少・高齢化など社会情勢が変化の中で、多様化する市民ニーズや公園の役割を踏まえ、すべての人が安全で快適に利用できる公園を実現するため、一定期間を経たのち長期未着手公園の都市計画変更の必要性を再検証する。

堺市都市計画公園整備プログラム (案)

令和 年 月

堺 市

－ 目次 －

1. 都市計画公園の背景・現状と課題	1
2. プログラム策定の目的	2
3. 対象公園の整理	3
4. 対象公園の類型化	6
5. 優先度の評価	7
6. 対象公園の分類フロー	9
7. 事業着手時期	11
8. 評価結果	12

1. 都市計画公園の背景・現状と課題

都市公園は、市民の憩いの場やレクリエーションの場であるだけでなく災害時の避難場所にもなり、また、都市環境の保全や良好な景観形成にも寄与するなど市民生活に欠かせない都市施設である。本市の都市公園の約 2 割は都市計画法に基づき計画的に整備する「都市計画公園」に位置付けられている。

本市では、戦後まもない昭和 22 年から都市計画公園として、大浜公園や大仙公園など大規模な公園のほか、市民が身近に利用できる都市公園を都市開発事業等と連携しながら順次整備を進めてきた。

(1) 都市計画公園の決定及び開設状況

本市では、207 箇所（641.18ha）を都市計画決定している（大阪府が所管する公園等を除く）。令和 6 年 3 月末時点で、一部開設を含む 190 箇所（471.61ha）が開設されており、開設率は面積比で 73.6%である。

表-1 都市計画公園の現況（※開設箇所数は、一部開設の公園を含む）

種別		都市計画決定公園緑地等		開設公園緑地等		面積比 [b/a]
		箇所数	面積（ha） [a]	箇所数	面積（ha） [b]	
住区基幹公園	街区公園	136	38.58	129	35.18	91.2%
	近隣公園	37	106.90	34	94.68	88.6%
	地区公園	14	70.90	8	28.03	39.5%
	小計	187	216.38	171	157.89	73.0%
都市基幹公園	総合公園	6	147.20	6	96.49	65.6%
	運動公園	2	34.70	2	34.66	99.9%
	小計	8	181.90	8	130.90	72.0%
特殊公園	風致公園	4	57.10	3	28.11	49.2%
	墓園	1	47.40	1	14.74	31.1%
	小計	5	104.50	4	42.85	41.0%
公園合計		200	502.78	183	331.64	66.0%
緑道		3	49.20	3	52.11	105.9%
都市緑地		3	80.90	3	81.17	100.3%
緩衝緑地		1	8.30	1	6.43	77.5%
緑地合計		7	138.40	7	139.71	100.9%
合計		207	641.18	190	471.35	73.5%

出典：堺市公園統計資料（令和 6 年 3 月 31 日現在）

(2) 行政区別整備状況

行政区別の都市計画区域に対する開設率は、令和 6 年 3 月末時点で南区が 89.8%と高水準にある。次いで中区が 72.0%、堺区が 65.7%、北区が 64.1%であり、西区、美原区、東区の開設率は低水準にある（図-1 参照）。

また、市民一人あたりの公園面積においても南区が 25.22 m²/人と最も多い一方で、東区は 2.18 m²/人、中区は 3.45 m²/人と低水準であり、各行政区の公園整備水準に差がある。

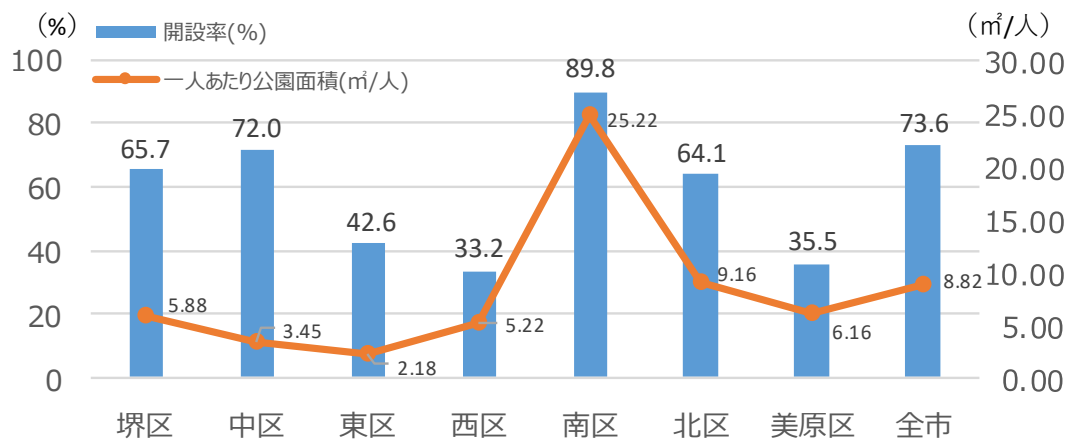


図-1 行政区別開設率と市民一人あたり公園面積（※都市計画公園以外の都市公園及び広域公園を含む）

出典：堺市公園統計資料（令和 6 年 3 月末現在）

(3) 未開設の都市計画公園

未開設区域の残る都市計画公園は 34 公園あり、このうち都市計画決定後 50 年以上を経過しているのは 28 公園と 8 割以上を占めている（34 公園の一覧は「3.対象公園の整理」参照）。

表-2 都市計画決定後経過年数と未開設公園

	未開設の都市計画公園（公園数）		
	一部開設	全域未開設	計
30 年未満	0	0	0
30 年以上 40 年未満	2	0	2
40 年以上 50 年未満	3	1	4
50 年以上	16	12	28
計	21	13	34

出典：堺市公園統計資料（令和 6 年 3 月末現在）

2. プログラム策定の目的

「堺市都市計画公園整備プログラム」は、全域又は一部が未着手である 34 の都市計画公園について、公園ごとに整備の優先度等を検討し効果的かつ効率的に事業を進めるために策定するものである。

3. 対象公園の整理

都市計画決定後、長期間未着手であった都市計画公園について、ガイドラインに基づき令和 2 年度に都市計画公園の見直しを行った。

見直しの結果、未着手区域が残っている都市計画公園 34 公園を本プログラムの対象とする（表-3 参照）。

また、対象公園 34 公園の分布状況は図-2 のとおり。

表-3 本プログラム対象公園一覧（34 公園）

公園種別	公園名	所在区	所在校区	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	未着手面積 (ha)	備考
街区公園	中茶屋公園	東	日置荘西	0.80	0.00	0.80	
	高松公園	東	登美丘東	0.38	0.00	0.38	
	守屋池公園	西	向丘	0.90	0.00	0.90	
	五箇荘公園	北	五箇荘	0.11	0.00	0.11	
	毛穴西公園	中	八田荘	0.20	0.05	0.15	
	宮本町公園	西	津久野	0.12	0.08	0.04	
近隣公園	浜寺元町公園	西	浜寺昭和	1.80	0.00	1.80	
	万崎公園	西	福泉	2.00	0.00	2.00	
	柏原池公園	中	東百舌鳥	2.70	0.00	2.70	
	錦西公園	堺	錦西	1.50	0.17	1.33	
	いたすけ公園	北	西百舌鳥	3.40	0.35	3.05	
	南八下西公園	東	八下西	2.00	0.93	1.07	
	深井北町公園	中	深井西	1.10 ^{※1}	1.17	0.02	
	鈴の宮公園	中	八田荘	3.10	1.35	1.75	
	大浜北公園	堺	市	2.00	1.97	0.03	
	大池公園	美原	八上	1.90	2.21	0.07	超過開設 0.38ha
地区公園	南八下東公園	東	南八下	3.20	0.00	3.20	
	中百舌鳥公園	北	中百舌鳥	3.80	0.00	3.80	
	天神公園	東	日置荘	5.70	0.00	5.70	事業認可 1.0ha
	陶器公園	中	東陶器	4.00	0.00	4.00	
	菱木公園	西	福泉	7.00	0.00	7.00	
	三宝公園	堺	三宝	6.60	3.17	3.43	
	東雲公園	堺	三国丘	2.30	1.25	1.05	
	登美丘北公園	東	登美丘東	3.40	1.07	2.33	
	登美丘南公園	東	登美丘南	3.90	0.25	3.65	
	水質池公園	中	東深井	4.00	1.98	3.52	計画区域変更
	霞ヶ丘公園	西・堺	上野芝	4.70	3.51	1.19	
総合公園	大仙公園	堺・西	大仙	81.10	38.75	42.17	事業認可 51.9ha 超過開設 0.18ha
	舟渡池公園	美原	黒山	10.00	1.97	8.03	
風致公園	福泉公園	西	福泉	16.70	0.00	16.70	
	御陵山公園	北・中	百舌鳥	13.80	1.59	12.21	
墓園	堺公園墓地	南	上神谷	47.40	14.74 ^{※2}	5.26	
都市緑地	光明池緑地	南	城山台	34.30	33.58	0.72	
緩衝緑地	土居川公園	堺	錦	8.30	6.43	1.87	

※1：計画面積は古い公図より算出しており実測値とは異なる

※2：園地のみの面積。墓地区域を含むと約 42.1ha

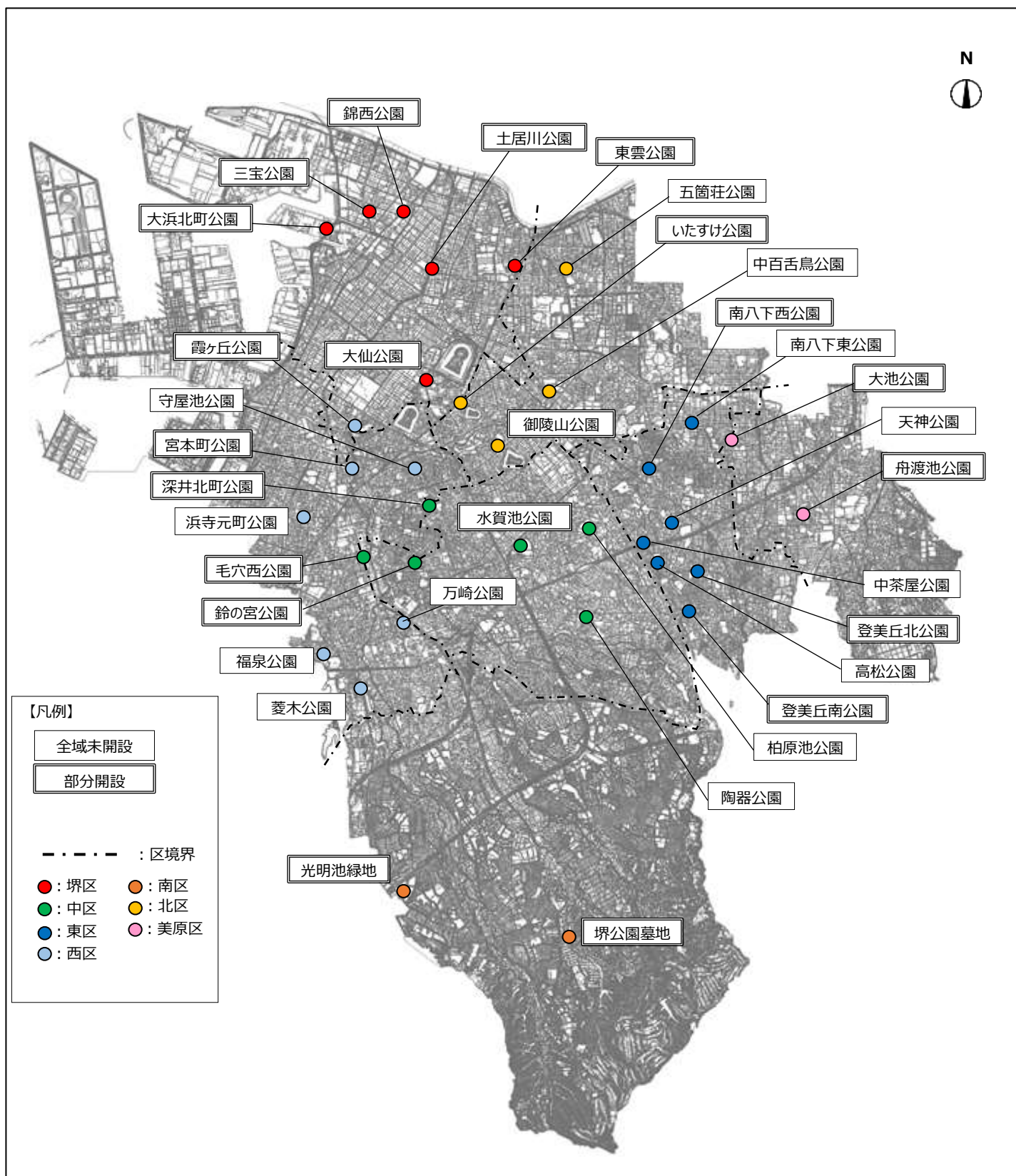


図-2 堺市都市計画公園整備プログラム対象公園分布状況

対象公園のうち事業認可を取得している区域を有する公園（天神公園、大仙公園）や市有地が一団となっている区域を有する公園※（東雲公園、陶器公園）は、当該区域を「**先行整備区域**」として分割して類型化する（図-3 参照）。※公園整備を前提として土地を取得しているため先行して整備することが望ましい。

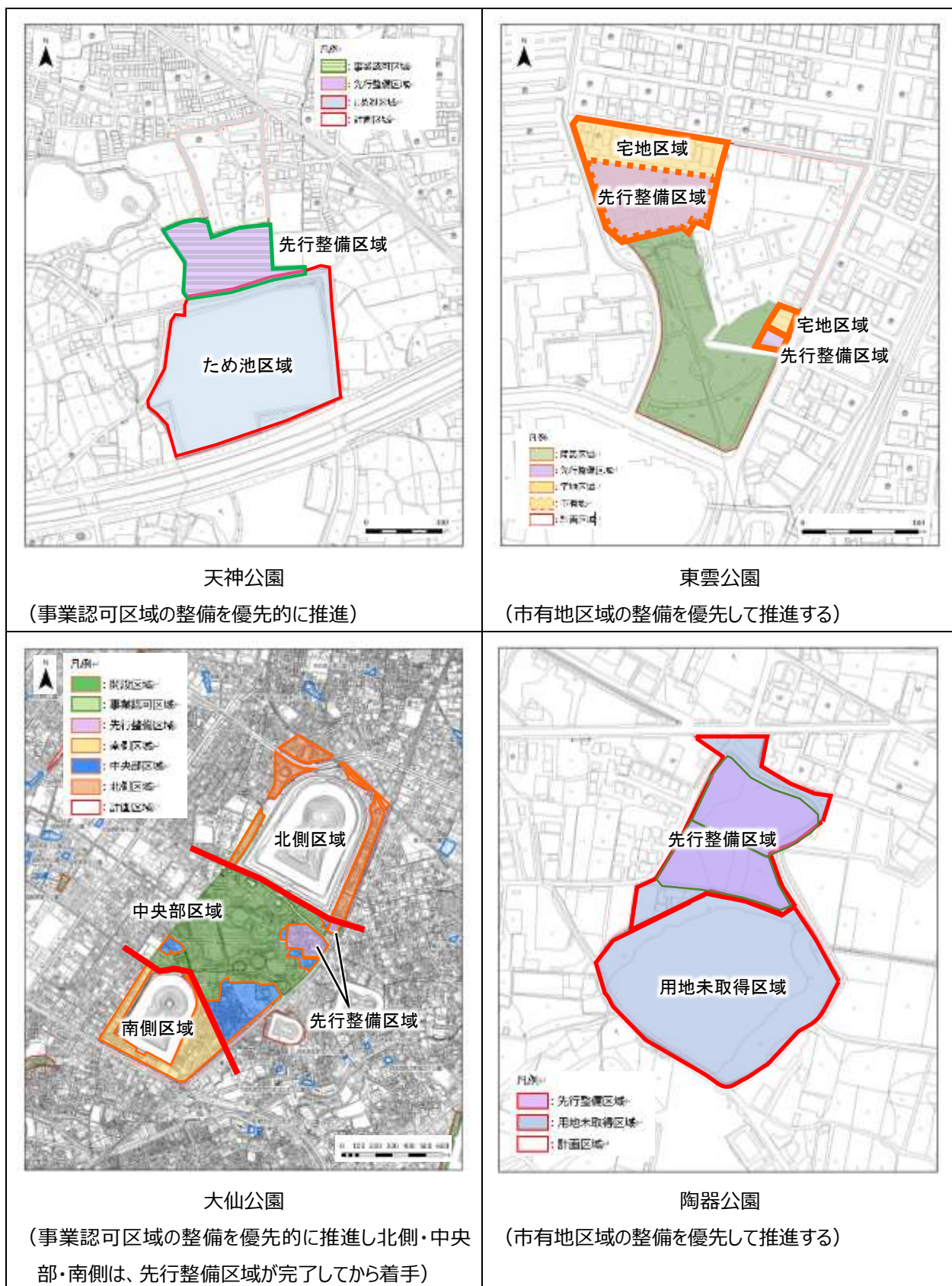


図-3 区域分割図（天神公園、東雲公園、大仙公園、陶器公園）

4. 対象公園の類型化

(1) 上位・関連計画との整合

優先度の評価にあたっては、上位計画や関連計画を踏まえつつ都市計画公園事業に投入可能な事業費を考慮して評価を行う。

(2) 類型化

対象公園 34 公園（40 箇所）の対応方針を定めるにあたり、上位・関連計画への位置付けなど整備上の特性から類型化を行う（表-4 参照）。

表-4 対象公園の類型化

	類型化	類型内容	対応方針
早期な対応が必要な公園	① 市として整備を優先すべき公園	・上位・関連計画等に位置付けられており、政策的に優先度が高い公園	・「堺市基本計画 2025」や「堺市緑の基本計画」などの上位・関連計画に位置付けられている公園は、早期に対応する。
	② 事業中の公園	・事業効果が早期に発現される事業中の公園	・事業中の公園は、一部に未着手の区域があり、その整備にかかる事業を早期に行う。
優先度を検討する公園	③-1 周辺は住宅地等市街地にある公園	・主に住宅地等市街地（市街化区域）に立地している公園	・「事業効果」と「事業効率」による評価を行い、整備の優先度評価を行う。
	③-2 周辺は緑が多く存在する区域にある公園	・主に市街化調整区域に立地している公園（誘致圏域内に市街化区域が入っていれば③-1 に分類する。）	・市街化調整区域等に立地する公園は、周辺の景観や自然環境が担保されているため整備の優先度は低い。 ・既存の緑地が今後の開発により消失してしまう可能性も少なくないことから事業着手時期を検討する。
その他の公園	④ 概成している公園	・既に公園機能が充足している公園 ・未着手区域がわずかな公園（計画面積に対する開設面積の割合が 9 割以上）	・概成している公園は、現状で既に公園機能が充足していることから事業着手時期は定めず事業化を検討する。 ・未着手区域については、今後、都市計画区域の見直しも検討する。

5. 優先度の評価

対象公園の類型化において、「①市として整備を優先すべき公園」や「②事業中の公園」は、政策的な優先度や事業効果の早期発現が見込まれることから、既に事業の実施が決定しており『早期な対応が必要な公園』として位置付けることとする。

一方で「優先度を検討する公園」については、各公園の整備効果や効率によって優先度を検討する必要がある。そのため優先度の検討にあたっては、公園整備による「**事業効果**」と「**事業効率**」を一定の評価基準に基づき評価し、その結果によって優先度を定める。

なお、優先度の評価における「事業効果・効率」の「高い・低い」とは一定の評価基準の該当項目数の多さを示しており、事業着手時期を判定するものであり、都市計画の見直しを判断するものではない。

(1) 事業効果による評価

事業効果は、「防災」、「利用」、「周辺状況」の 3 つの観点を設定し、各基準に基づく評価を行い、**4 つ以上の項目で事業効果が高いと評価できる公園を「事業効果は高い」と判定する。**

1) 防災の観点

公園を整備することで防災上の危険性を軽減し防災機能を高めるという観点から「避難地指定状況」、「避難圏域の確保状況」、「災害時の危険性」について評価する。

表-5 防災の観点（3 項目）

項目	評価軸	評価基準
①避難地指定状況	避難地に指定されている公園で効果が高い	地域防災計画に避難地に指定されていれば事業効果は高いと評価
②避難圏域の確保状況	他の避難所への避難の可能性が低いほど効果が高い	一次避難地及び指定避難場所の 500m 圏の重複率が 1/2（50%）以下であれば事業効果は高いと評価
③災害時の危険性	未整備であるために災害時の被害が危惧される公園ほど効果が高い	急傾斜地、崩壊、崩れ等の恐れがあれば事業効果は高いと評価

2) 利用の観点

公園を整備することで公園の利用頻度を高めるという観点から「公園緑地設置状況」、「公園利用者数」、「一人あたり公園面積」について評価する。

表-6 利用の観点（3項目）

項目	評価軸	評価基準
④公園緑地設置状況	公園が少ない区で効果が高い	東区、中区は事業効果が高いと評価
⑤公園利用者数	1km 誘致圏内の人口密度の高い公園で効果が高い	71.2/ha（堺市市街化区域の平均人口密度）以上で事業効果は高いと評価
⑥一人あたり公園面積	一人あたり公園面積が少ない小学校区で効果が高い	4.4 m ² /人以下であれば事業効果は高いと評価※ ¹

※1：本市の一人あたり公園面積 8.8 m²/人の半分（令和6年3月31日時点）

3) 周辺状況の観点

公園を整備することで緑被率や利用、環境、景観の機能が高まるという観点から「緑被率」、「周辺の代替機能の有無」について評価する。

表-7 周辺状況の観点（2項目）

項目	評価軸	評価基準
⑦緑被率	緑が少ない校区で効果が高い	校区内の緑被率が市域全体の緑被率（H30）17.2%未満の公園であれば事業効果が高いと評価
⑧周辺の代替機能の有無	公園機能が周辺の公園等で代替できなければ効果が高い	周辺において、利用・環境・景観の機能が確保できる施設が無ければ評価

(2) 事業効率による評価

事業効率は、「事業化の可能性」、「緑化推進の可能性」、「事業費用」の3つの観点を設定し、各基準に基づく評価を行い、**3つ以上の項目で事業効率が高いと評価できる公園を「事業効率は高い」と判定する。**また、**4つ以上の場合は「特に事業効率が高い公園」とする。**

1) 事業化の可能性の観点

用地買収すべき土地が少ないことや地元要望があると事業効率が高いという考え方から「用地確保の実現性」、「地元要望の有無」、「公有地化状況」について評価する。

なお、隣接して都市計画事業等があるものについては、その事業の整備時期と適宜整合を図る。

表-8 事業化の可能性の観点（4項目）

項目	評価軸	評価基準
①用地確保の実現性	用地確保の実現性が高いものを優先	地権者が少なければ（概ね10軒以下）事業効率が高いと評価 ※ただし土地の権利状況が複雑である場合は低く評価

①用地確保の実現性	未着手面積が小さいものを優先	未着手面積が小さければ（1ha 以下）事業効率が低いと評価
②公園整備の実現性	公園整備について、地域の賛同を得られているものを優先	地域との合意形成が図られている場合は、事業効率が低いと評価
③公有地化状況	既に公共用地や公益的機能を有する施設があるものを優先	未着手区域に公共用地あるいは、地域によって所有・管理されているため池や集会所などの公益的機能を持つ施設※ ² があれば事業効率が低いと評価

※2：公園施設として活用可能な施設

2) 緑化推進の観点

「堺市緑の基本計画」において重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）では事業効率が低いという考え方から評価する。

表-9 緑化推進の観点（1項目）

項目	評価軸	評価基準
④緑化重点地区の指定状況	市として重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区に位置するものを優先	「堺市緑の基本計画」において「緑化重点地区」内に位置付けられていれば事業効率が低いと評価

3) 事業費用の観点

総事業費が低いと早期に事業が完了し整備の効果が現れやすく事業効率が低いという考え方から事業費用について評価する。

表-10 事業費用の観点（1項目）

項目	評価軸	評価基準
⑤事業費用	早期の整備効果が期待できるものを優先	総事業費が 16 億円※ ³ 以下であれば事業効率が低いと評価

※3：近年の公園整備に係る事業費の平均値 8 億円/年を基準とし 2 年以内に整備が完了するものとして算出

6. 対象公園の分類フロー

本プログラムの対象 34 公園について、前述の「4. 対象公園の類型化」、「5. 優先度の評価」により対象公園を分類し、事業着手時期を決定する。対象公園 34 公園の分類方法については、図-4 のとおり。

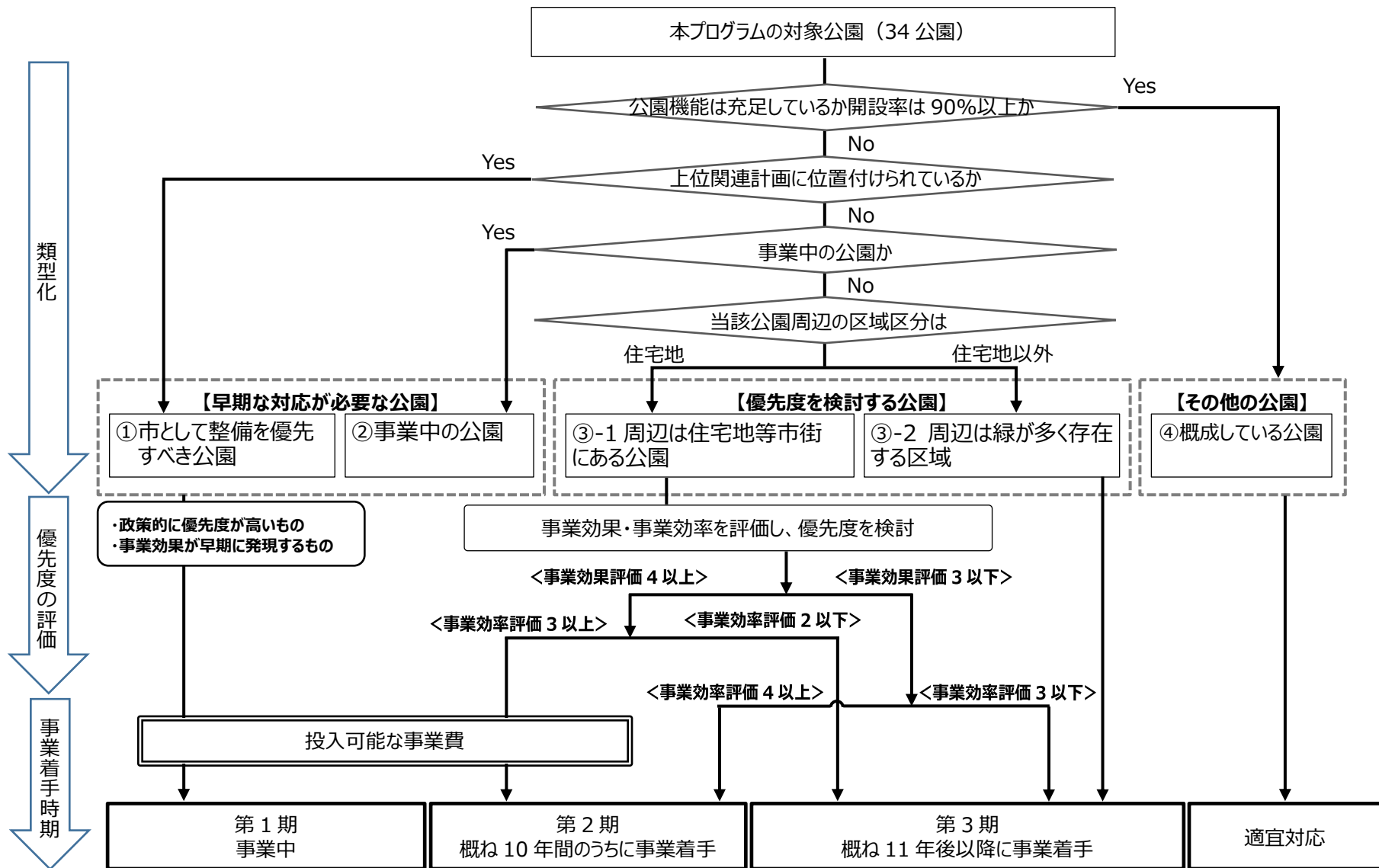


図-4 都市計画公園整備プログラムによる各公園の分類フロー

7. 事業着手時期

事業着手時期については、類型化・優先度評価を踏まえ決定するが、公園整備に係る財政負担を考慮し事業着手可能な期間を設定する。

なお、本プログラム策定にあたっては、「持続可能な財政運営に向けた取組」の趣旨を踏まえ令和12年度までを収支均衡を図る取組期間とし、選択と集中の趣旨を踏まえた整備規模での検討を行う。

本プログラムは、事業着手後、供用までに一定の期間を要することに加え、今後の地価や公園整備予算の動向に大きく左右されることを考慮し単年度単位ではなく10年を一つの単位として以下の4つに区分（表-11）し、着手時期についての整備スケジュールのイメージを図-5に示す。

表-11 事業着手期間一覧

着手時期	着手期間	類型・優先度評価
第1期	既に事業中	早期な対応が必要な公園 ①市として整備を優先すべき公園 ②事業中の公園 上記のうち ・政策的な優先度が高い公園 ・事業効果が早期に発現する公園
第2期	本プログラム策定後、概ね10年間のうちに事業着手 （令和7年度から令和16年度）	優先度を検討する公園 ③-1 周辺は住宅地等市街地にある公園 ・「事業効果」の評価数が4以上かつ「事業効率」の評価数が3以上の公園 ・「事業効率」の評価数が4以上の公園
第3期	本プログラム策定後、概ね11年後以降に事業着手 （令和17年度以降）	優先度を検討する公園 ③-1 周辺は住宅地等市街地にある公園 ・「事業効果」の評価数が3以下かつ（または）「事業効率」の評価数が2以下の公園 ③-2 周辺は緑が多く存在する区域にある公園
適宜対応	現状ですでに公園機能が充足していることから事業着手時期を定めず事業化を検討する。 また、大仙公園については「大仙公園基本計画」に基づき先行整備区域以外は適宜対応とする。	その他の公園 ④概成している公園

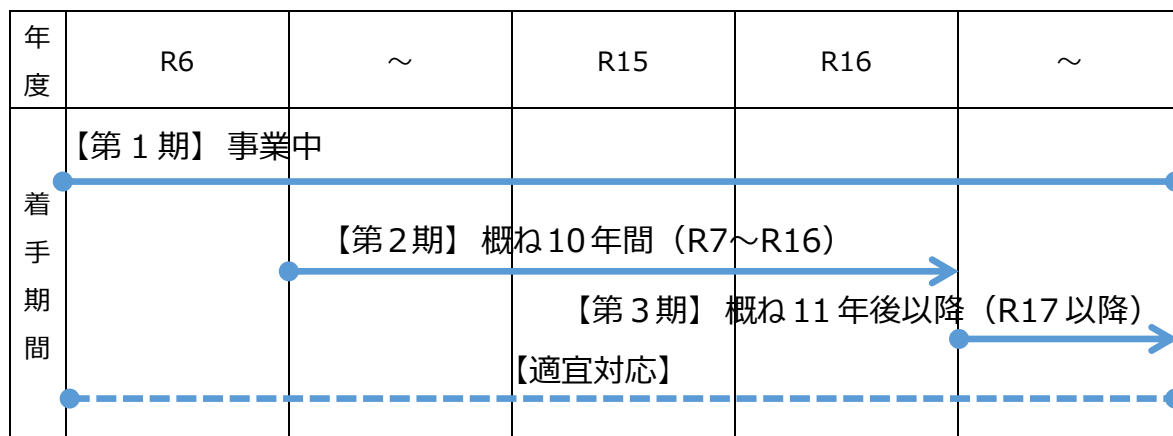


図-5 整備スケジュールのイメージ

8. 評価結果

本プログラムによる評価結果に基づいて未着手区域の整備を進める。

整備目標については、「堺市緑の基本計画」中にある「緑の目標」に示す「身近な公園や広場の充足度」を目標値として事業を推進する。なお、本プログラムは社会情勢や周辺環境の変化に対応するために10年を目途に見直し、未着手公園の再評価を行うこととする。

（1）類型化の結果

対象公園 34 公園（40 箇所）について、対応方針を定めるため、類型化した結果を表-12 に示す。

表-12 対象公園の類型結果

類型		対象公園
早期な対応が必要な公園	① 市として整備を優先すべき公園	大仙公園（先行整備区域） 《計 1 箇所》
	② 事業中の公園	天神公園（事業認可区域）、水質池公園 《計 2 箇所》
優先度を検討する公園	③-1 周辺は住宅地等市街地にある公園	中茶屋公園、高松公園、守屋池公園、五箇荘公園、毛穴西公園、宮本町公園、浜寺元町公園、万崎公園、柏原池公園、錦西公園、いたすけ公園、南八下西公園、鈴の宮公園、南八下東公園、中百舌鳥公園、天神公園（池）、陶器公園（先行整備区域、用地未取得区域）、菱木公園、三宝公園、東雲公園（先行整備区域、宅地）、登美丘北公園、登美丘南公園、霞ヶ丘公園、舟渡池公園、福泉公園、土居川公園、 《計 28 箇所》
	③-2 周辺は緑が多く存在する区域にある公園	堺公園墓地 《計 1 箇所》
その他の公園	④ 概成している公園	深井北町公園、大浜北公園、大池公園、御陵山公園、光明池緑地、大仙公園（北・中央部・南） 《計 8 箇所》

(2) 優先度評価の結果

対象 34 公園（40 箇所）について、類型化結果を基にそれぞれ優先度の評価を行った。結果は以下のとおり。また、優先度評価結果から、それぞれの事業着手時期については表-13 のとおりとなった。

1) 第 1 期（事業中）

①市として整備を優先すべきと考える公園、②既に事業中の公園のうち政策的な優先度が高い公園、事業効果が早期に発現する公園を抽出。

（対象公園（3 箇所）：天神公園（事業認可区域）、大仙公園（先行整備区域）、水賀池公園）

2) 第 2 期（本プログラム策定後概ね 10 年間のうちに事業着手）

③－1 の公園のうち事業効果の評価数が 4 以上かつ事業効率の評価数が 3 以上の公園を比較的早く整備する公園として抽出。

また、事業効率の評価数が 4 以上の公園についても、比較的早い段階で事業着手すべき公園として抽出。

（対象公園（5 箇所）：中茶屋公園※、守屋池公園、陶器公園（先行整備区域）、東雲公園（先行整備区域）、登美丘南公園）

※中茶屋公園は、優先度評価の結果第 2 期に分類されたが水利権がなくなり次第着手する。

3) 第 3 期（本プログラム策定後概ね 11 年後以降に事業着手）

③－1 の公園のうち、事業効果の評価数が 3 以下かつ（または）、事業効率の評価数が 2 以下の公園については、第 2 期から遅れをみて事業着手する公園として抽出。また、③－2 周辺に緑が多く存在する区域に分類されている公園についても事業着手時期未定として抽出。

（対象公園（24 箇所）：高松公園、五箇荘公園、毛穴西公園、宮本町公園、浜寺元町公園、万崎公園、柏原池公園、錦西公園、いたすけ公園、南八下西公園、鈴の宮公園、南八下東公園、中百舌鳥公園、天神公園（池）、陶器公園（用地未取得区域）、菱木公園、三宝公園、東雲公園（宅地）、霞ヶ丘公園、登美丘北公園、舟渡池公園、福泉公園、土居川公園、堺公園墓地）

4) 適宜対応（対応可能になり次第、事業着手）

概成している公園は、現状ですでに公園機能が充足していることから、事業着手時期を定めず事業化を検討する。大仙公園については「大仙公園基本計画」に基づき先行整備区域以外は適宜対応とする。

（対象公園（8箇所）：深井北町公園、大浜北公園、大池公園、大仙公園（北・中央部・南）、御陵山公園、光明池緑地）

表-13 公園事業着手時期一覧

該当公園・区域	公園種別	類型	事業効果 (4つ以上で○)	事業効率 (3つ以上で○) (4つ以上で◎)	事業着手 時期
天神公園（事業認可区域）	地区	①	—	—	第1期
大仙公園（先行整備区域）	総合	①	—	—	
水賀池公園	地区	①	—	—	
中茶屋公園	街区	③-1	○	○	第2期
守屋池公園	街区	③-1	○	○	
東雲公園（先行整備区域）	地区	③-1	○	○	
陶器公園（先行整備区域）	地区	③-1		◎	
登美丘南公園	地区	③-1	○	○	
高松公園	街区	③-1		○	
五箇荘公園	街区	③-1			第3期
毛穴西公園	街区	③-1		○	
宮本町公園	街区	③-1		○	
浜寺元町公園	近隣	③-1			
万崎公園	近隣	③-1			
柏原池公園	近隣	③-1			
錦西公園	近隣	③-1	○		
いたすけ公園	近隣	③-1	○		
南八下西公園	近隣	③-1	○		
鈴の宮公園	近隣	③-1	○		
南八下東公園	地区	③-1			
中百舌鳥公園	地区	③-1			
天神公園（池）	地区	③-1	○		
陶器公園（用地未取得区域）	地区	③-1			
菱木公園	地区	③-1			
三宝公園	地区	③-1			
東雲公園（宅地）	地区	③-1	○		
霞ヶ丘公園	地区	③-1			
登美丘北公園	地区	③-1	○		
舟渡池公園	総合	③-1			
福泉公園	風致	③-1			
土居川公園	緩緑	③-1			
堺公園墓地	墓園	③-2			
深井北町公園	近隣	②	—	—	適宜 対応
大浜北公園	近隣	②	—	—	
大池公園	近隣	②	—	—	
大仙公園（北側）	総合	①	—	—	
大仙公園（中央部）	総合	①	—	—	
大仙公園（南側）	総合	①	—	—	
御陵山公園	風致	③-1	—	—	
光明池緑地	緑地	②	—	—	

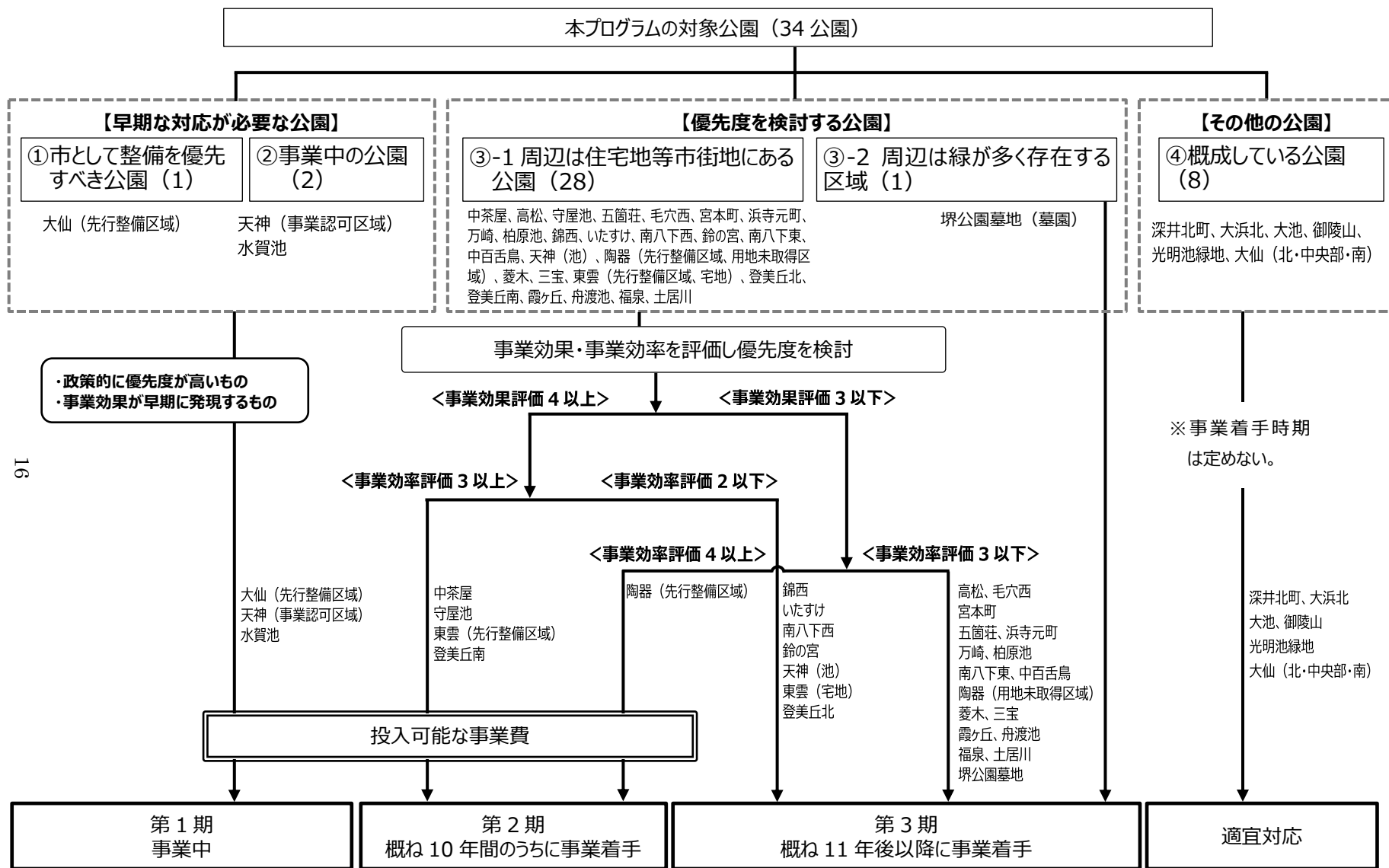


図-6 都市計画公園整備プログラムによる対象公園の分類フロー（公園名入り）

都市計画公園の見直しについて

本プログラム策定以降について、人口減少・高齢化など社会情勢が変化する中で、多様化する市民ニーズや公園の役割を踏まえ、すべての人が安全で快適に利用できる公園を実現するため、一定期間を経たのち長期未着手公園の都市計画変更の必要性を再検証する。